

## 第4章 税務・労務

### 1 税制

特定非営利活動法人は、税法上の定めとして「法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第6号に規定する公益法人等とみなす」という規定がされています。（法第70条）

ここでは、一部例をあげて説明します。詳細は、各行政機関の窓口にお問い合わせください。

#### (1) 法人税（国税）

##### ア. 課税対象及び税率

公益法人と同様に、法人税法に規定された「収益事業」からの所得に対しては、課税されることになります。それ以外からの所得については非課税です。

なお、課税される場合の税率は、株式会社等の普通法人と同じです。

| 法人税率          |       |
|---------------|-------|
| 年間所得 800 万円以下 | 15.0% |
| 年間所得 800 万円超  | 25.5% |

##### イ. みなし寄付金の取扱い

公益法人の場合、法人税法に規定された収益事業から生じた所得の20.0%を本来事業への寄付金とみなす、いわゆるみなし寄付金制度がありますが、NPO法人には適用されません。

#### (2) 法人住民税（地方税）

##### ア. 法人税割

法人税法に規定された収益事業を行う場合、課税されます。

##### イ. 均等割

事業所の所在する都道府県及び市町村ごとに課税されます。

| 法人住民税（均等割）の標準税率 |     | 法人住民税（法人税割）の標準税率 |             |
|-----------------|-----|------------------|-------------|
| 道府県民税           | 2万円 | 道府県民税            | 法人税額の 5.0%  |
| 市町村民税           | 5万円 | 市町村民税            | 法人税額の 12.3% |

#### (3) 法人事業税（地方税）

法人税法に規定された収益事業を行う場合、課税されます。

| 法人事業税（道府県民税）の標準税率     |      | 地方法人特別税 |
|-----------------------|------|---------|
| 年間所得 400 万円以下         | 2.7% | 81.0%   |
| 年間所得 400 万円超～800 万円以下 | 4.0% |         |
| 年間所得 800 万円超          | 5.3% |         |

---

**Check!** 青森県では、法人県民税の減免が受けられます。

青森県では法人税法に規定された収益事業を行っていない法人は、申請して認められれば、課税免除の適用を受けられます。

法人県民税の減免を受ける場合には、毎年4月30日までに所定の「県民税（均等割）免除申請書」に税額及び免除を受けようとする事由を記載し、会計報告及び事業内容に関する資料を添付して提出してください。

また、不動産取得税、自動車取得税について一定の要件を満たす場合、申請に基づき減免する措置を講じています。このほか、市町村においても減免等を行う場合がありますので、それぞれの窓口にお尋ねください。

---

#### (4) 事業所税（地方税）

法人税法に規定された収益事業以外の事業に係る事業所床面積及び従業者給与総額等については非課税です。

#### (5) 所得税（国税）

普通法人と同様に、利子、配当等に課税されます。（公益法人等は非課税）

#### (6) 登録免許税（国税）

設立、変更等の登記に関しては非課税です。

#### (7) その他

特定非営利活動法人に寄付した者（普通法人、個人）に対する税制については、公益法人等に寄付をする場合と同様に、特別な寄付金控除制度（寄付をした場合には寄付金を所得から差し引くもの）はありません。

## 2 主な税制上の手続き

| 対象                        | 対象税目                   | 提出書類   | 提出先               | 提出期限                        |
|---------------------------|------------------------|--|-------------------|-----------------------------|
| 事業を開始し<br>又は事業所を<br>設けた法人 | 法人住民税<br>法人事業税<br>事業所税 | 「事業開始等申告書」<br>(市町村は「法人成立(設<br>置)等申告書」)<br>登記簿謄本<br>定款の写し   | 地域県民局県税<br>部及び市町村 | 事業開始又は<br>事業所設置日から<br>15日以内 |
| 給与を支払う<br>ようになった<br>場合    | 源泉所得税                  | 「給与支払事務所等の開<br>設届出書」等  | 税務署               | 事務所設立から<br>1か月以内            |
| 税法上の収益<br>事業を行う場<br>合     | 法人税                    | 「収益事業開始届出書」<br>・収益事業の概要記載書類<br>・収益事業の開始貸借対照<br>表<br>・主たる事務所の所在地の<br>略図<br>・決算期のわかる書類(定<br>款の写し)等 |                   | 収益事業を<br>開始してから<br>2か月以内    |

### **Check!** 法人税法上の収益事業とは？

法人税法施行令第5条第1項に規定されている収益事業の種類は以下の通りです。

|    |        |    |                  |    |  |
|----|--------|----|------------------|----|--|
| 1  | 物品販売業  | 15 | 旅館業              | 29 | 医療保健業  |
| 2  | 不動産販売業 | 16 | 料理店業その他の飲食店<br>業 | 30 | 洋裁、和裁、着物着付け、編<br>物、手芸、料理、理容、美容、<br>茶道、生花、演劇、演芸、舞<br>踊、舞踏、音楽、絵画、書道、<br>写真、工芸、デザイン、自<br>動車操縦若しくは小型船舶<br>の操縦の教授、学校の入学者<br>を選抜するための学力試験<br>に備えるため若しくは学校<br>教育の補修のための学力の<br>教授若しくは公開模擬学力<br>試験を行う事業 |
| 3  | 金銭貸付業  | 17 | 周旋業              |    |  |
| 4  | 物品貸付業  | 18 | 代理業              |    |  |
| 5  | 不動産貸付業 | 19 | 仲立業              |    |  |
| 6  | 製造業    | 20 | 問屋業              |    |  |
| 7  | 通信業    | 21 | 鉱業               |    |  |
| 8  | 運送業    | 22 | 土石採取業            |    |  |
| 9  | 倉庫業    | 23 | 浴場業              |    |  |
| 10 | 請負業    | 24 | 理容業              |    |  |
| 11 | 印刷業    | 25 | 美容業              | 32 | 信用保証業  |
| 12 | 出版業    | 26 | 興行業              | 33 | その有する工業所有権そ<br>の他の技術に関する権利<br>又は著作権の譲渡又は提<br>供を行う事業  |
| 13 | 写真業    | 27 | 遊技所業             |    |  |
| 14 | 席貸業    | 28 | 遊覧所業             |    |  |
|    |        |    |                  | 34 | 労働者派遣業   |

### 3 労務管理

#### (1) 就業関係

労働者を使用するようになったとき、使用者は、所定の様式「適用事業報告」を2部、遅滞なく所轄の労働基準監督署へ提出しなければなりません。

また、労働者を常時10人以上雇用する使用者は、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出なければなりません。なお、使用者は、就業規則を作成する際、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の意見を聴かなければなりません。

その意見は「意見書」として、「就業規則届」に就業規則とともに添付して、2部を労働基準監督署に提出します。

#### (2) 労働保険

労働保険とは、労働者災害補償保険（一般に「労災保険」といいます。）と雇用保険とを総称した言葉であり、保険給付は両保険制度で別個に行われますが、保険料の徴収等については、一体のものとして扱われます。

労働保険は、農林水産業の一部を除き、労働者を1人でも雇っていれば、事業者は必ず加入手続を行い、労働保険料を納付しなければなりません。労働保険に加入するには、まず「労働保険関係成立届」等を、所管の労働基準監督署に提出します。そして、その年度分の労働保険料を概算保険料として申告・納付することになります。また、「雇用保険適用事業所設置届」「雇用保険被保険者資格取得届」等を公共職業安定所に提出しなければなりません。

#### (3) 健康保険及び厚生年金保険

健康保険及び厚生年金保険においては、使用される人が1人以上いる法人は、強制適用事業所となるため、事業主は加入の手続きを行わなければなりません。また、法人の役員は、その法人に使用されるものとして扱います。（健康保険法第3条、厚生年金保険法第6条）。

保険料は、被保険者の報酬の額に応じた一定の額を事業主と被保険者が半分ずつ負担します。「新規適用届」「被保険者資格取得届」等を所轄の年金事務所に提出しなければなりません。

4 労務管理各種届出一覧

|             | 対象                          | 提出書類  | 提出先   | 提出期限                     |
|-------------|-----------------------------|---|---|--------------------------|
| 就業関係        | 労働者を使用する場合                  | 「適用事業報告」 2部   | 労働基準監督署   | 対象となった日から遅滞なく            |
|             | 労働者を10人以上雇用する使用者            | 就業規則届、就業規則、意見書以上を各2部  |   | 法人で採用する時期までに             |
| 労働保険        | 労働者を1人でも雇用する場合（農林水産業の一部を除く） | 「労働保険保険関係成立届」<br>「労働保険料申告書」   | 労働基準監督署   | 成立した日から10日以内             |
|             |                             | 「雇用保険適用事業所設置届」<br>「雇用保険被保険者資格取得届」<br><br>【確認書類】<br>「労働保険保険関係成立届」（事業主控）<br>登記事項証明書<br>賃貸借契約書の写し<br>事業の開始を証明する書類<br>賃金台帳<br>労働者名簿<br>出勤簿 など                       | 公共職業安定所   | 被保険者となった日の属する月の翌月の10日までに |
| 健康保険・厚生年金保険 | 常時、従業員を使用する場合               | 「健康保険・厚生年金保険新規適用届」<br>「健康保険・厚生年金保険新規適用新規適用届」<br>「雇用保険被保険者資格取得届」<br>「健康保険被扶養者届」<br>法人登記簿謄本<br>賃貸借契約書の写し など<br><br>【確認書類】<br>労働者名簿<br>出勤簿<br>賃金台帳<br>源泉所得税の領収書 など | 年金事務所（厚生年金・健康保険（適用等））<br><br>又は<br><br>協会けんぽ（健康保険（給付等）） | 年金事務所又は協会けんぽにお問い合わせください。 |

## 設立・運営のQ&A<4>

### Q4-1 NPO法人の会計は複式簿記でなければいけませんか。「NPO法人会計基準」とはどのようなものですか。

#### A4-1

簿記には「単式簿記」と「複式簿記」があります。「単式簿記」はいわゆる家計簿のようなもので、毎日の現金の入出金を記録し、現金の入出金を基準にすべての取引を把握していこうとする方法です。一方「複式簿記」は、現金の増減という取引の結果に加え、どのような取引に起因して現金が増減したのかという原因にも着目して帳簿に記録していく方法で、左（借方という）と右（貸方という）に金額を記入することで表現します。「複式簿記」は公益法人や企業等の会計で広く用いられています。

法第27条第1項第2号は、「会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること」と定めています。したがって、複式簿記で記帳しなければならないということはありませんが、平成22年7月に全国の間接支援組織が作成した「NPO法人会計基準」に従って会計処理することをお勧めします。貸借対照表や活動計算書がNPO法人として情報公開が義務付けられていることから複式簿記で記帳した方がいいといえるでしょう。

NPO法人会計基準の詳しい情報は、NPO法人会計基準協議会のホームページ (<http://npokaikai.info/>) をご覧ください。

### Q4-2 特定非営利活動に係る事業のみのNPO法人でも法人税を納めなければならないのですか。

#### A4-2

その他の事業を行わず、特定非営利活動に係る事業のみを行っても、その事業内容が法人税法に規定された収益事業（34業種）である場合には、その収益事業からの所得に対して、企業と同じ税率で法人税を納めなければなりません。これから行おうという事業、また、現在行っている事業が収益事業に該当するか、法に照らして不安な場合は、専門家（税務署、税理士、公認会計士等）にご相談することをお勧めします。

### Q4-3 NPO法人も消費税を納めなければならないのですか。

#### A4-3

消費税法上の課税対象となる取引高が1千万円を超えるNPO法人は、消費税を納税する義務が生じます。ただし、法人設立後2年間（正確には2事業年度）は取引高が1千万円を超えても消費税は課税されません。詳細は専門家（税務署、税理士、公認会計士等）にご相談ください。

#### **Q4-4 認定NPO法人制度の概要は？**

##### **A4-4**

認定NPO法人制度は、NPO法人への寄附を促すことにより、NPO法人の活動を支援するために税制上設けられた措置です。平成23年の法改正により、これまでの国税庁長官が認定を行う制度を廃止し、平成24年度から所轄庁が認定を行う新たな認定制度が導入されました。

##### ① 認定NPO法人とは

認定NPO法人とは、NPO法人のうちその運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき一定の基準（パブリック・サポート・テストを含む。）に適合したものであるとして、所轄庁の認定を受けたNPO法人をいいます。

##### ② 特例認定NPO法人とは

特例認定NPO法人とは、NPO法人であって新たに設立されたもの（設立後5年以内のものをいいます。ただし、平成27年3月31日までは、設立後5年を超えたNPO法人も申請をすることができます。）のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものにつき一定の基準（パブリック・サポート・テストは含まれません。）に適合したものであるとして、所轄庁の仮認定を受けたNPO法人をいいます。

#### **Q4-5 認定NPO法人のメリットは？**

##### **A4-5**

##### ① 寄附者に対する税制上の措置

##### イ 個人が寄附した場合

個人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、特定寄附金に該当し、寄附金控除（所得控除）又は税額控除のいずれかの控除を選択適用できます。また、都道府県又は市区町村が条例で指定した認定NPO法人等に個人が寄附した場合、個人住民税（地方税）の計算において、寄附金税額控除が適用されます。

##### ロ 法人が寄附した場合

法人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

##### ハ 相続人等が相続財産等を寄附した場合

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定NPO法人（特例認定NPO法人は適用されません。）に対し、その認定NPO法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合、その寄附をした財産の価額は相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません。

##### ② 認定NPO法人のみなし寄附金制度

認定NPO法人が、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなされ、一定の範囲内で損金算入が認められます（特例認定NPO法人は適用されません。）。